

令和3年度

新春オンラインタクトセミナー

令和3年度税制改正（資産課税分野を中心に）

情報企画部 部長 税理士 山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング

令和3年度税制改正の基本的な考え方（資産課税分野の主な項目）

◆ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

- （例）直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の拡充
- （例）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の拡充
- （例）固定資産税等の特別な措置（負担調整措置の特例）

◆経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- （例）教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し
- （例）資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

◆中小企業の支援、地方創生

- （例）非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置の拡充
- （例）中小企業者等に係る軽減税率の特例の延長
- （例）中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

◆デジタル社会の実現（納税環境のデジタル化）

- （例）税務関係書類における押印義務の見直し

本セミナーで説明する項目

令和2年12月10日に自由民主党・公明党より発表された「令和3年度税制改正大綱」（「与党大綱」）の中から、資産課税分野等の改正点として注目される以下の項目について説明をします。

1 相続税・贈与税の改正

- ・非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置の見直し
- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し
- ・直系尊属から教育資金・結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し
- ・資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

2 住宅・土地税制の改正

- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し
- ・宅地等に係る固定資産税等の負担調整措置の特例

3 中小企業税制（法人税）の改正

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（税率を15%とする特例）の延長
- ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

4 金融・証券税制等（所得税・個人住民税）の改正

5 その他（納税環境整備等）

chapter1

相続税・贈与税の改正

1. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置につき、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本特例措置の適用を受けることができます（①は、一般措置についても同様）。

①被相続人が、70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合

②後継者が、経営承継円滑化法施行規則の規定により都道府県知事の確認を受けた特例承継計画において、特例後継者として記載されている者である場合

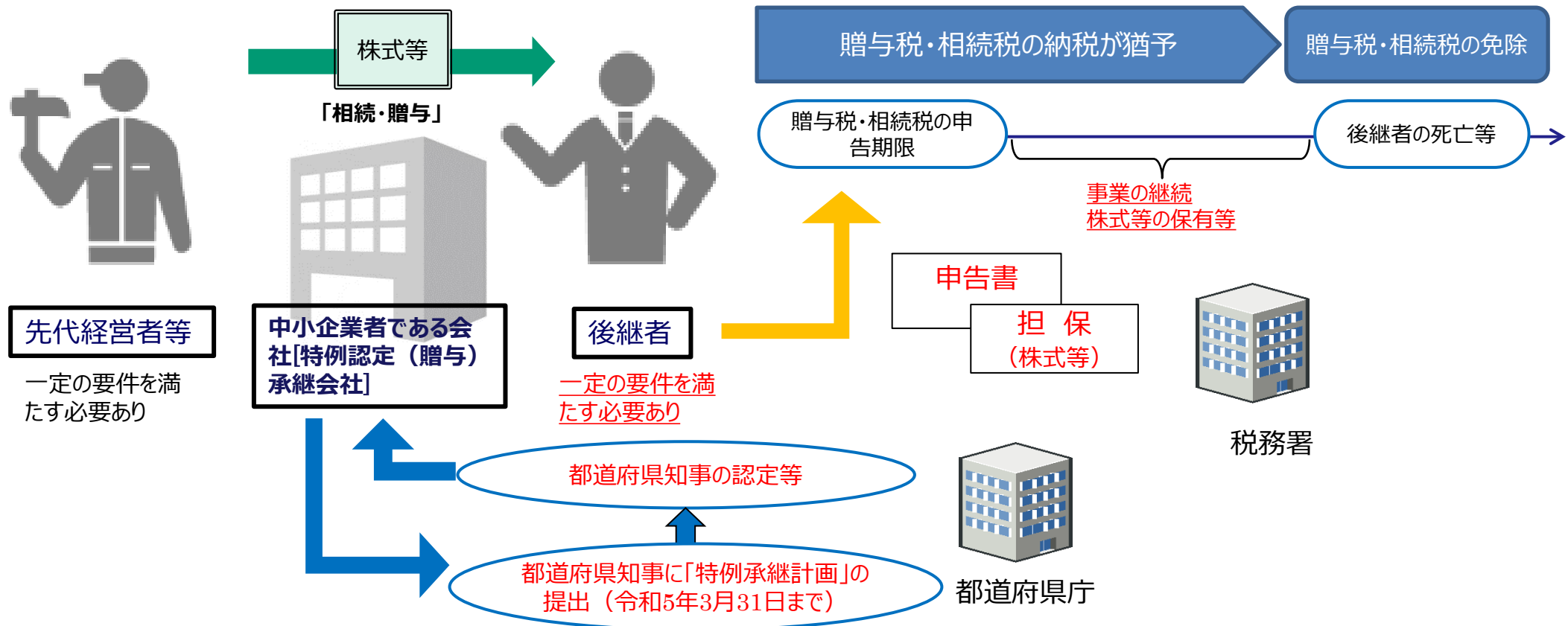
2. 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る。）が追加されます。

「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置」のイメージ

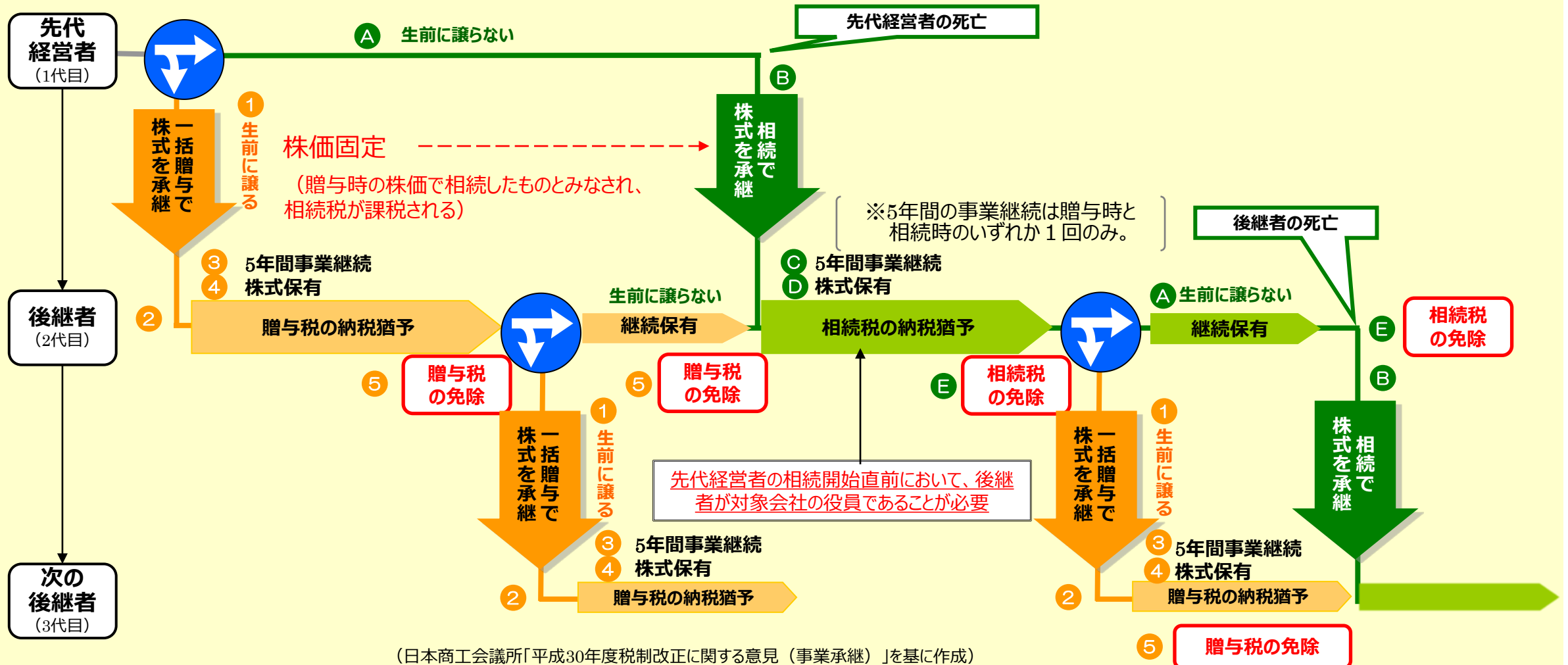
後継者が、先代経営者等から令和9年12月31日までに贈与又は相続により、その会社の非上場株式を取得した場合において、担保提供など一定の条件を満たすときは、取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の全額について、後継者の死亡の日等まで納税が猶予されます。

【イメージ図】



【参考】現行の事業承継税制における株式承継フロー

生前に譲らない場合 → A ~ E (相続税の納税猶予を活用する場合の手順)
 生前に譲りたい場合 → ① ~ ⑤ (贈与税の納税猶予を活用し、その後相続税の納税猶予に切り替える場合の手順)



(日本商工会議所「平成30年度税制改正に関する意見 (事業承継)」を基に作成)

【参考】非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例措置（「贈与税の特例措置」）の適用要件の問題点

適用要件		贈与時	特例経営贈与承継期間* 中	特例経営贈与承継期間 経過後	贈与者の 相続開始 時
後継者	1. 対象会社の代表権を有していること	○	○	—	○
	2. 同族関係者で50%超の議決権を有していること	○	○	—	○
	3. 同族関係者の中で筆頭の議決権を有していること	○	○	—	○

*原則、非上場株式の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間（措法70の7の5②七）。

特例経営贈与承継期間の経過後は、1～3の要件は撤廃され、後継者がこれらの要件を満たさない場合であっても贈与税の納税猶予は継続します（措法70の7の5③、70の7⑤）。しかし、贈与税の特例措置に係る贈与者が死亡し、その贈与者に係る相続税について納税猶予（「みなし相続の特例措置」）の適用を受けるためには、申告前に**都道府県知事の確認（いわゆる「切替確認」）**を受ける必要があり、その確認を受けるための要件として、贈与者の相続開始時において、後継者は**1の代表者要件、2の同族過半数要件及び3の筆頭議決権数要件を満たす必要があります**（措法70の7の8②一）。

贈与税の特例措置の適用を受けるための後継者の要件は、特例経営贈与承継期間を経過後に緩和され、1～3の要件がなくなるが、贈与税の特例措置に係る贈与者が死亡し、その贈与者に係る相続税につき、みなし相続の特例措置の適用を受けるためには、贈与者の相続開始の時（瞬間）において、この3要件を満たす必要があります。

今回の相続税の特例措置の見直しに併せて、贈与者の相続開始時の1の要件の見直しが行われるかどうか注目です。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充

1. 非課税限度額の引上げ

令和3年4月1日から同年12月31日までの間に、**耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋**の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額が、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引上げられます。

	現行	改正案
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等の場合の非課税限度額 (一般の住宅用家屋に係る非課税限度額)	1,200万円 (700万円)	1,500万円 (1,000万円)
上記以外の住宅用家屋の新築等の場合の非課税限度額 (一般の住宅用家屋に係る非課税限度額)	800万円 (300万円)	1,000万円 (500万円)

2. 床面積要件の引下げ

受贈者が**贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下**である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡（現行50㎡）以上に引下げられます（相続時精算課税の特例の床面積要件も同様）。

（注）上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

次の措置を講じた上、その適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されます。

1 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合の、いずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず*、同日における管理残額（＝非課税拠出額－教育資金支出額）を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

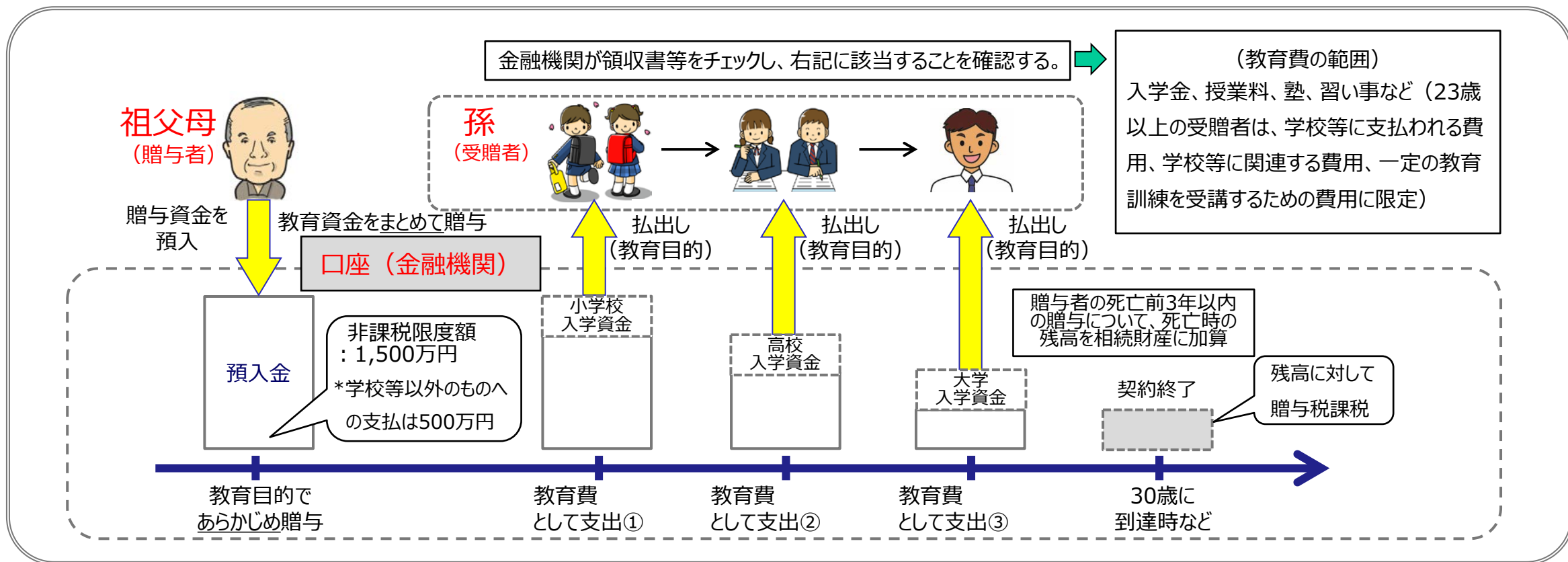
* 現行税制では、贈与者の死亡前3年以内を取得した管理残額を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

2 上記 [1] により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象とされます。

（注）上記 [1] と [2] の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

【現行】教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（措法70の2の2）のイメージ

- 個人（親・祖父母。贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、受贈者（**0歳～30歳、合計所得金額1,000万円以下**）ごとに原則**1,500万円**までの金額に係る贈与税が非課税。
- 贈与者の死亡前3年以内の贈与は死亡時残高を相続財産に加算**（23歳未満、学校等に在学中の場合を除く）。
- 契約終了時（受贈者が30歳到達時等など）の残高に対して、贈与税を課税。



（第4回税制調査会（2020年11月13日）財務省説明資料「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」38頁を基に作成）

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

次の措置を講じた上、その適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されます。

- 1** 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額（＝非課税拋出額－結婚・子育て資金支出額）について、その贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額が、**相続税額の2割加算の対象**とされます。
（注）上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

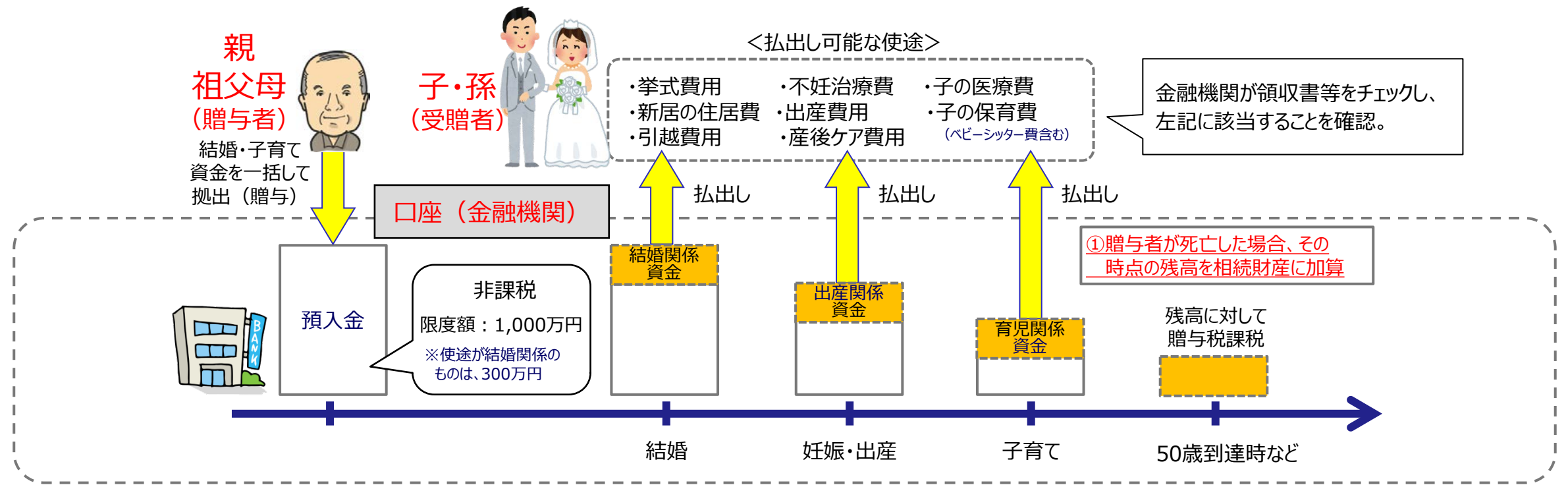
- 2** 民法の成年年齢の引下げに伴い、受贈者の年齢要件の下限が18歳（現行20歳）以上に引下げられます。
（注）上記の改正は、令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

【参考】

...結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、**制度の廃止も含め**、改めて検討する。（与党大綱18頁）

【現行】結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（措法70の2の3）のイメージ

- 個人（親・祖父母。贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、受贈者（20歳～50歳、合計所得金額1,000万円以下）ごとに1,000万円（結婚関係300万円）までの金額に係る贈与税が非課税。
- 贈与者死亡時の残高は相続税の課税財産に加算。
- 契約終了時（受贈者が50歳到達時など）の残高に対して贈与税が課税。



(第4回税制調査会 (2020年11月13日) 財務省説明資料「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」40頁を基に作成)

【参考】資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討（与党大綱18～19頁）

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

【参考】暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税(相法21、21の2、21の7、措法70の2の4、70の2の5)	相続時精算課税 (相法21の9～17、措法70の2の6、70の3)
概要	暦年（1月1日～12月31日の1年間）ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する	父母・祖父母から子・孫への贈与につき、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する。
贈与者	制限なし	60歳以上の父母・祖父母(父母・祖父母ごとに選択可) * 住宅取得等資金については、年齢制限なし
受贈者		20歳以上の子・孫
選択届出	不要	必要（ 選択すると相続時まで継続適用。撤回不可 ）
控除額	基礎控除額（毎年）110万円	非課税枠2,500万円（限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税
相続時の精算	相続税とは切り離して計算（ただし、相続開始前3年以内の贈与は贈与時の評価額で相続財産に加算される。）	相続税の計算時に精算（合算） （ 贈与財産は贈与時の評価額で評価される。 ）
贈与者より受贈者が先に死亡した場合の贈与者の相続税	右記の取扱いはなし。	贈与者Yの死亡前に、相続時精算課税を選択した受贈者の甲が死亡した場合、甲の相続人であるXは、原則、Yが死亡した時に甲の代襲相続人としてYから相続で取得した財産の価額に、甲が相続時精算課税の適用を受けたYからの贈与財産の価額を加えて、Yに係る相続税額を計算する（ Xは、その贈与財産について、甲の死亡時とYの死亡時に2度相続税が課税 ）。

chapter2

住宅・土地税制の改正

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の拡充

1. 控除期間の3年間延長の特例の延長

住宅の取得等で特別特例取得（注）に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用することができます。

（注）「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいいます。

①居住用家屋の新築	令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
②居住用家屋で建築後使用されたことのないもの、若しくは既存住宅の取得又は、その者の居住の用に供する家屋の増改築等	令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

2. 床面積要件の緩和

上記1の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用されます。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記1の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用されません。

（注）上記1と2について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同じです。

（講師注：会計検査院より）平成30年度決算検査報告において、住宅ローン控除の控除率（1%）を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れているケースが多く、その場合、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回っていること、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものになっているかなどの検討が望まれること等の指摘がなされている。消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置の適用期限後の取扱いの検討に当たっては、こうした会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直すものとする。

宅地等に係る固定資産税等の負担調整措置の特例

1. 負担調整措置の継続

宅地等及び農地の負担調整措置（注）については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

（注）固定資産税の評価額に対する税負担が地域や土地によって格差があるのは税の公平の観点から問題があることから、この格差を解消していくための仕組みが導入されています。この仕組みは、負担水準*が高い土地は税負担を引下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地については段階的に税負担を上げていく仕組みになっています。

*負担水準 = 前年度の課税標準額等/当該年度の評価額等

2. 固定資産税額の据え置き

上記 1 に加えて、令和3年度限りの措置として、次の措置が講じられます。

- ①宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）について、令和3年度の課税標準額は令和2年度の課税標準額と同額とされます。
- ②令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地については、所要の措置が講じられます。

3. 宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の改正

宅地等に係る都市計画税の負担調整措置についても、1と2の固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われます。

土地等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減税率の延長

1. 登録免許税の軽減税率の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が、令和5年3月31日まで2年延長されます。

(現行の軽減税率)

対象	本則税率	措置法上の特例税率
所有権移転登記	2%	1.5%
信託登記	0.4%	0.3%

2. 不動産取得税の軽減税率の延長

次の特例措置の適用期限が、令和6年3月31日まで3年延長されます。

- ① 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例
- ② 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例

chapter3

中小企業税制（法人税）の改正

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（税率を15%とする特例）の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（措法42の3の2）の適用期限が2年延長され、令和5年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

【参考】現行の法人税の税率

対 象 法 人	本 則 税 率	措置法上の特例税率
大法人（資本金1億円超の法人）	23.2%（所得区分なし）	—
中小法人（資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額：23.2%	—
	年800万円以下の所得金額：19%	年800万円以下の所得金額：15%

中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

1. 制度の概要

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）のうち、[1]令和6年3月31日までの間に、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けたものが、[2] その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、[3] これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、[4] その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の法人税の計算上、損金に算入することができます。

2. 中小企業事業再編投資損失準備金の取り崩し

- [1] 1の準備金は、①その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、または②その株式等の帳簿価額を減額した場合等においては取り崩して、その事業年度の法人税の計算上、益金に算入されます。
- [2] 1の準備金は、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間で、その経過した準備金残高の均等額を取り崩し、各事業年度の法人税の計算上、益金に算入されます。

(注) 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって、租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいいます。

【参考】現行の中小企業等経営強化法に基づく登録免許税・不動産取得税の特例

1. 登録免許税・不動産取得税の特例の概要

中小企業者等が、①適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、②合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、登録免許税及び不動産取得税の軽減を受けることができます（措法80③、地方税法附則11⑯）。

2. 特例の対象となる「中小企業者等」の範囲（中小企業等経営強化法2①、②、同政令2）。

①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

②ただし、①の法人のうち、次の法人が除外されます。

イ. 同一の大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人

ロ. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

「中小企業（法人）の経営資源の集約化に資する税制」の不明点

下記の項目については、税制改正法案等で詳細を確認する必要があります。

- 1 「中小企業者」の意義
- 2 対象外とされる「適用除外事業者」の意義
- 3 「経営力向上計画」の認定手続きの詳細
- 4 経営力向上計画に記載する「経営資源集約化措置（仮称）」の詳細

chapter4

金融・証券税制（所得税・個人住民税）の改正

1. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の見直し

源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入することができます。

(注) 上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます（個人住民税についても同じです）。

2. 個人住民税に係る配当所得及び譲渡所得の源泉分離課税（申告不要）の選択

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加されます。

(注) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

3. 同族会社が発行した社債の利子の取扱いの見直し

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものが、総合課税の対象とされます。また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされます。

(注1) 上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいいます。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

chapter5

その他（納税環境整備等）の改正

税務関係書類における押印義務の見直し・納税管理人制度の拡充

1. 税務関係書類における押印義務の見直し（国税・地方税）

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられます（下記①と②は、引続き押印が必要）。

① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

（注1）上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

（注2）押印を要しないこととする税務関係書類は、施行日前でも、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

2. 納税管理人制度の拡充

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項を明示し、60日を超えない範囲内において、その準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、納税管理人の届出をすべきことを求めることができることとされます。

（注）上記の「所轄税務署長等」とは、その納税者に係る国税の納税地を所轄する税務署長又は国税局長をいいます。

与党（自由民主党・公明党）は令和2年12月10日、税制改正大綱を公表し、政府はこの税制改正大綱を同月21日に閣議決定しました。

今後のスケジュールは、政府が令和3年1月中に関連する法律のどの条文を改正するかについての概略をまとめた「税制改正要綱」を取りまとめ、同年2月頃には、税制改正要綱に基づき一連の関連法の改正法案を国会に上程する流れになります。

国会は令和3年3月31日までには、改正法が成立するよう審議を行います。改正法が成立すれば、政府は公布日を閣議決定し、公布します。例年の流れでは令和3年3月31日に公布、改正法の附則で規定された原則的な施行日である令和3年4月1日に間に合わせる事となります。

「令和3年度税制改正大綱」（与党大綱）	自由民主党・公明党
「令和3年度経済産業関係税制改正について」	経済産業省
「令和3年度国土交通省税制改正概要」	国土交通省
「第4回税制調査会（2020年11月13日）財務省説明資料 『資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について』」	財務省
「都税Q&A 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）」	東京都主税局

【凡例】

本文で使用している法令の略称は以下の通りです。

措法…租税特別措置法

（例）措法70の7の5②七…租税特別措置法第70条の7の5第2項7号

山崎 信義



税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、平成13年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、
各種セミナー講師としても活躍中。

【主な公職】

- ・東京商工会議所「事業承継実態調査ワーキンググループ」委員（令和2年）
- ・中小企業庁「事業引継ぎガイドライン改訂検討会」委員（令和元年）
- ・中小機構「中小企業事業引継ぎ支援全国本部に係るアドバイザリーボード」委員（平成27年～）

税理士法人タクトコンサルティング

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル17F（丸の内MY PLAZA）

Tel. 03-5208-5400 Fax. 03-5208-5490 E-mail info@tactnet.com

URL <https://www.tactnet.com/>（不許複製）

